6　オーストラリアは、自国の法令に適合する場合に限り、条約第五条2の規定を適用する。

7　エルサルバドル、パナマ共和国、フィリピン、コンゴ民主共和国及びベネズエラは、受取人が通関を請求した後に小包を返送することは自国の税関規則に抵触するため、条約第五条2の規定にかかわらず、その返送をしないことができる。

第二条　料金

1　オーストラリア、カナダ及びニュージーランドは、この条約の施行規則に定める料金以外の郵便料金が自国の法令に適合する場合には、条約第六条の規定にかかわらず、これを徴収することができる。

第三条　点字郵便物についての郵便料金の免除に対する例外

1　インドネシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島及びトルコは、内国業務につき点字郵便物について郵便料金の免除を認めていないので、条約第七条の規定にかかわらず、同条に規定する普通料金及び特別業務に関する料金を徴収することができる。ただし、当該普通料金及び特別業務に関する料金の額は、自国の内国業務についてのこれらの料金の額を超えることができない。

2　ドイツ、アメリカ合衆国、オーストラリア、オーストリア、カナダ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、日本国及びスイスは、条約第七条の規定にかかわらず、自国の内国業務につき点字郵便物について適用している特別業務に関する料金を徴収することができる。

第四条　基礎業務

1　オーストラリアは、条約第十二条の規定にかかわらず、小包郵便業務を基礎業務に含めることを認めない。

2　条約第十二条4 2.の規定は、自国の法令がより低い重量制限を課しているグレートブリテンについては、適用しない。グレートブリテンにおける健康及び安全に関する法令は、郵袋の重量を二十キログラムに制限している。

3　カザフスタン及びウズベキスタンは、条約第十二条2.4の規定にかかわらず、自国あての及び自国から発送するM郵袋の重量制限を二十キログラムとすることができる。

第五条　受取通知

1　カナダは、その内国制度において小包に対する受取通知の業務を行っていないため、条約第十三条4.3の規定を小包について適用しないことができる。

第六条　国際郵便料金受取人払業務

1　ブルガリア共和国は、条約第十三条4.1の規定にかかわらず、関係加盟国と交渉を行った後、国際郵便料金受取人払業務を確保する。

第七条　通常郵便に関する禁制

1　レバノン及び朝鮮民主主義人民共和国は、例外的に、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留郵便物を引き受けない。また、これらの国は、ガラス製品又は壊れやすい物品を包有する書留郵便物及び通常郵便物の盗取又は損傷の場合の責任に関しては、通常郵便に関する施行規則を厳格に遵守する義務を負わない。

2　サウジアラビア、ボリビア、中華人民共和国（香港特別行政区を除く。）、イラク、ネパール、パキスタン、スーダン及びベトナムは、例外的に、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留郵便物を引き受けない。

3　ミャンマーは、自国の国内法令に抵触するため、条約第十五条6に規定する貴重品を包有する保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。

4　ネパールは、特別の取決めがない限り、紙幣又は硬貨を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない。

5　ウズベキスタンは、硬貨、銀行券、小切手、郵便切手又は外国の貨幣を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けず、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

6　イラン・イスラム共和国は、イスラム教の原理に反する物品を包有する通常郵便物を引き受けない。

7　フィリピンは、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。

8　オーストラリアは、地金又は紙幣を包有する通常郵便物を引き受けない。また、同国は、宝石、貴金属、珠玉、証書、硬貨その他譲渡可能な有価証券のような貴重品を包有する自国あての書留郵便物又は開袋継越通常郵便物を引き受けない。同国は、このような留保に反して差し出された郵便物について責任を認めない。

9　中華人民共和国は、香港特別行政区を除くほか、自国の国内法令に従い、硬貨、銀行券、紙幣、持参人払有価証券又は旅行小切手を包有する保険付通常郵便物を引き受けない。

10　ラトビア及びモンゴルは、自国の国内法令に抵触するため、硬貨、銀行券、持参人払有価証券及び旅行小切手を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。

11　ブラジルは、通用している硬貨及び銀行券並びに各種の持参人払有価証券を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。

12　ベトナムは、物品を包有する書状を引き受けない権利を留保する。

13　インドネシアは、硬貨、銀行券、小切手、郵便切手、外国の貨幣又は各種の持参人払有価証券を包有する自国あての書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けず、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

14　キルギスは、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する普通通常郵便物、書留郵便物、保険付通常郵便物又は小形包装物を引き受けない権利を留保し、また、このような郵便物又は包装物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

15　カザフスタンは、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、小切手、加工した若しくは加工していない貴金属、珠玉、宝石その他の貴重品又は外国の貨幣を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けず、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

16　モルドバ及びロシア連邦は、通用している銀行券、各種の持参人払有価証券（小切手）又は外国の貨幣を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けず、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

第八条　小包郵便に関する禁制

1　ミャンマー及びザンビアは、自己の規則に抵触するため、条約第十五条6.1.3.1に規定する貴重品を包有する保険付小包を引き受けないことができる。